

## 独自基準の概要について（平成 27 年 4 月 1 日・10 月 1 日施行分）

市では、次の 4 つの項目について、厚生労働省令の基準とは異なる基準（独自基準）を定めています。

### （１）申請者の資格（暴力団員の排除）

現行の基準	法人であること。
改正内容	法人であることのほかに、当該法人（事業者）の役員及び事業所の管理者は、暴力団員であってはならないことを資格要件として追加します。
理由	平成 24 年 10 月 1 日に千葉県暴力団排除条例が施行されたことから、介護保険事業においても、暴力団の活動を助長しないために、役員及び管理者が暴力団員である事業者について、介護保険事業に参入するのを防止するものです。
該当サービス	居宅介護支援、介護予防支援

### （２）事務室・相談室の設置

現行の基準	居宅サービス事業者等は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅サービス等の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
改正内容	事務室、相談室（相談スペース）について、専用の区画を設けることを規定します。
理由	厚生労働省令の基準では、「必要な広さの区画」の内容が不明確であるため、「必要な広さの区画」として、事務室・相談室（相談スペース）の設置について明確化します。
該当サービス	居宅介護支援、介護予防支援、（介護予防）訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護（※ステーションのみ）、ユニット型（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、介護老人保健施設、介護医療院、ユニット型特別養護老人ホーム、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス
備考	（介護予防）特定施設入居者生活介護、ユニット型（介護予防）短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び複合型サービスについては、平成 27 年 3 月 31 日までに指定を受けた事業所等については、原則として適用しないこととします。

### (3) 記録の保存期間

現行の基準	居宅サービス事業者等は、利用者に対する指定居宅サービス等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
改正内容	指定居宅サービス等の提供に関する記録の保存期間について、その完結の日（利用者との契約終了日）から5年間とします。
理由	不適正な介護報酬の返還請求権の消滅時効は、事業者が介護報酬を受け取ってから5年間とされていますが、記録の保存期間を厚生労働省令の基準と同様に2年間とすると、返還請求の根拠となる記録が事業所に残されておらず、不適正な介護報酬の返還を請求できない場合があるため、5年間とします。
該当サービス	居宅介護支援、介護予防支援、居宅サービス、介護予防サービス、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型サービス、介護予防地域密着型サービス、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・電子媒体での記録の保存も可能とし、事業者負担に配慮します。</li><li>・施行日については、半年間の猶予を設け、平成27年10月1日とします。</li></ul>

### (4) 虐待防止研修の実施

現行の基準	なし
改正内容	介護サービス事業者が従業員に対して、年1回虐待防止研修を実施することを義務付けます。
理由	近年、介護職員等の利用者への虐待が社会問題になっているため、事業者に従業員に対して虐待防止研修を実施してもらうことにより、それを防止します。
該当サービス	居宅介護支援、介護予防支援、居宅サービス、介護予防サービス、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型サービス、介護予防地域密着型サービス、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム